

兵庫県営住宅指定管理者  
(西区・明舞地区、阪神北地区、中播磨地区)  
募集要項

## 目 次

1	管理する施設	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	管理業務の水準	3
4	管理の基準	3
5	指定管理期間	3
6	管理に要する経費	4
7	県と指定管理者のリスク分担	8
8	応募資格	8
9	申請の手続	9
10	申請のための提出書類	10
11	選定方法	11
12	募集スケジュール	13
13	協定の締結	13
14	その他の事項	14
15	関係書類提出先・問い合わせ先	15
	(別表1、2、3) 応募指定管理者が管理を行う県営住宅一覧	16
	(別表4) リスク分担表	21

# 兵庫県営住宅指定管理者（西区・明舞地区、阪神北地区、中播磨地区）

## 募集要項

兵庫県では、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく県営住宅の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項並びに公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成 16 年兵庫県条例第 2 号）及び兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 23 号）の規定により、県営住宅（西区・明舞地区、阪神北地区、中播磨地区）の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

### ■募集に当たっての注意点

兵庫県営住宅の現状、課題、管理方針等については、兵庫県ホームページに掲載されている「ひょうご県営住宅整備・管理計画」（令和 3 年 7 月改定）に記載されていますので、その内容を確認の上で応募してください。

（整備管理計画の URL : [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks27/wd28\\_000000006.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks27/wd28_000000006.html)）

## 1 管理する施設

### (1) 名称及び所在地等

① 西区・明舞地区

別表 1 「指定管理者が管理を行う県営住宅一覧」のとおりとします。

② 阪神北地区

別表 2 「指定管理者が管理を行う県営住宅一覧」のとおりとします。

③ 中播磨地区

別表 3 「指定管理者が管理を行う県営住宅一覧」のとおりとします。

### (2) 管理に当たっての基本的な考え方

① 県営住宅の管理においては、公営住宅法、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例その他の関係法令の規定を遵守し、適正な管理を行うこととします。

② 兵庫県知事の事務を執行する兵庫県まちづくり部公営住宅管理課及び公営住宅整備課並びに兵庫県住宅供給公社各部との緊密な連携・協力を図りながら、効率的でサービス水準の高い管理を行うこととします。

## 2 指定管理者が行う業務

指定管理者は、以下の業務（以下「管理業務」という。）を行うこととします。

### (1) 入居者に係る業務

① 募集事務

② 入居事務

③ 退去事務

④ 単身高齢者世帯（原則 75 歳以上）の定期的な巡回業務（1 か月に 2 回）

※ 災害復興公営住宅の単身高齢者世帯については、1 か月に 3 回巡回

⑤ 県営住宅の建替え・集約事業等に伴う移転支援（一時移転を伴う場合を含む。）

## (2) 収納に係る業務

- ① 収納業務
- ② 滞納督促事務
- ③ 住宅使用料の口座振替制度の実施に係る事務
- ④ 収入調査及び収入認定に関する事務
- ⑤ 収入超過者に係る事務
- ⑥ 家賃等の徴収猶予又は減免に関する事務
- ⑦ 生活保護世帯の住宅扶助費等の代理納付に関する事務

## (3) 一般管理に係る業務

- ① 県営住宅及び共同施設の管理
- ② 軽微な住宅設備の変更等の承認申請の受付事務
- ③ 火災及び天災等の対応
- ④ 各種承認等の手続に関する事務
- ⑤ 団地自治会の支援
- ⑥ 家賃・共益費の一括徴収に関する業務
- ⑦ 住環境改善運動補助事業に関する事務
- ⑧ 防火管理及び消防設備点検業務に関する事務
- ⑨ 共益費一部負担金の支払事務
- ⑩ 施設賠償責任保険への加入
- ⑪ 団地連絡員に関する事務
- ⑫ 入居者相互間に生ずる紛争等への対応
- ⑬ 入居マナーの向上及び要望・苦情・相談の処理
- ⑭ 要望・苦情・相談の処理
- ⑮ 駐車場管理に係る事務（駐車場利用料金の徴収業務、督促業務及び外部開放関係業務を含む。）
- ⑯ 所管地域の県営住宅の土地の管理
- ⑰ ペット共生住宅への転換に関する事務

## (4) 維持、補修に係る業務

- ① 空家補修工事
- ② 一般修繕・緊急修繕工事（日常生活を確保するために実施することが必要と判断される工事）
- ③ 火災及び天災等の災害復旧工事
- ④ 共同施設の修繕工事
- ⑤ 建築物等定期点検・報告業務

## (5) その他の事項

- ① 管理事務所の設置運営
- ② 事業実施状況の監視・検査の実施
- ③ 事業実績報告書及び事業計画書等の提出
- ④ 建物引継に関する業務
- ⑤ 個人情報に関する業務
- ⑥ 情報公開に関する業務
- ⑦ 県営住宅管理システムの使用

### 3 管理業務の水準

指定管理者が行う管理業務は、水準書に記載されている内容以上の水準で実施することとします。

### 4 管理の基準

#### (1) 業務委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ県が認めた場合は、この限りではありません

#### (2) 関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、地方自治法、公営住宅法、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例その他の関係法令を遵守することとします。

#### (3) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりしてはなりません。指定管理の期間が終了した後も同様とします。

#### (4) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年兵庫県条例第 44 号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じなければなりません。

指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。なお、個人情報の漏えい等の行為には、これらの法律又は条例に基づく罰則が適用される場合があります。

#### (5) 情報の公開

指定管理者は、管理業務に係る文書等の情報の公開については、知事の承認を得て別途情報公開規程等を策定し、必要な措置を講じなければなりません。

#### (6) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者及びその連絡先を県営住宅内に表示するとともに、募集案内パンフレット等に明示していただきます

#### (7) 適正な労働条件の確保

指定管理者は、労働関係法令を遵守し、管理業務に従事する労働者の最低賃金額以上の賃金の支払をはじめ、適正な労働条件を確保するための必要な措置を講じなければなりません。

### 5 指定管理期間

指定管理者が管理業務を行う期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）とします。

上記以降の管理業務については、改めて指定管理者を募集する予定です。

なお、以下の項目に該当する場合は、指定管理期間内であっても指定管理者に対して指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- ① 年度末の入居者家賃収納率又は年度末の駐車場利用料金収納率が提案された目標収納率に対して 5%以上下回った場合

- ② 当該指定管理者に管理業務を行わせることにより、県営住宅の管理に重大な支障が生じると認められる場合
- ③ 指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に該当する場合

## 6 管理に要する経費

指定管理業務に要する経費は、①管理経費、②修繕費、③自治会等への委託費等、④防災管理関係業務、⑤施設賠償保険料に区分して、水準書に基づいて費用を見積もり、提案してください（提案額は消費税率 10%（税込）で積算してください。なお、消費税率が変更となった場合は年度協定締結時に反映することとします。）。

各年度の指定管理料は、提案された額を上限として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に、管理戸数の増減を考慮の上、予算の範囲内で定めるとともに（年度により金額が減少することもあります。）、予算に応じて管理水準を見直すことがあります。

また、各年度終了時において、指定管理経費に過不足が生じても、年度協定で決定した額は変更しません（新規入居目標戸数の達成度合いに応じて精算する修繕経費部分を除く。）。

なお、「水準書」V-2の規定に基づく事業実施状況の監視・検査の結果によって、指定管理料を減額する場合があります。

### (1) 指定管理料の内訳

#### ① 管理経費

業務を行う上で必要な管理経費（人件費（生活サポーターを含む）・事務費・管理事務所賃貸料等）

#### ② 修繕費

空家補修工事、一般修繕・緊急修繕工事、火災及び天災等の災害復旧工事、共同施設の修繕工事に必要となる経費

#### ③ 自治会等への委託費等

住環境改善運動補助金、自衛消防組織協力金、連絡員手当、共益費の一部負担金

#### ④ 防火管理関係業務

#### ⑤ 施設賠償保険料

### (2) 家賃収納に関するインセンティブとペナルティ

#### ① インセンティブ

西区・明舞地区及び中播磨地区については、表 1 の現年度家賃収納率が 99.60%を超えて上回った場合、99.60%を超えて上回った分の増収家賃収入額の 50%に相当する額をインセンティブとして翌年度に支給します。（消費税を含む。）

阪神北地区については、表 1 の現年度家賃収納率を超えて上回った場合、現年度家賃収納率を超えて上回った分の増収家賃収入額の 50%に相当する額をインセンティブとして翌年度に支給します。（消費税を含む。）

過年度（1年前）家賃収納率が表 1 の率を 5%を超えて上回った場合には、当該 5%を超えて上回った分の過年度（1年前）増収家賃収入額の 50%に相当する額を翌年度に支給します。

なお、指定管理期間の最終年度については、翌年度以降の指定管理者に変更がある場合のみ、現年度、過年度とも、当年度（最終年度）の 1 月末までの調定額に対する 3 月末時点の収納率をもってインセンティブを算出し、翌年度に支給します。

## ② ペナルティ

現年度家賃収納率が表1の率を0.3%を超えて下回った場合は、当該0.3%を超えて下回った分の減収家賃収入額の50%に相当する額をペナルティとして翌年度納付していただきます。

過年度（1年前）家賃収納率が表1の率を5%を超えて下回った場合には、当該5%を超えて下回った分の過年度（1年前）減収家賃収入額の50%に相当する額を翌年度納付していただきます。

なお、指定管理期間の最終年度については、翌年度以降の指定管理者に変更がある場合のみ、現年度、過年度とも、当年度（最終年度）の1月末までの調定額に対する3月末時点の収納率をもってペナルティを算出し、翌年度納付していただきます。

表1

地区名	西区・明舞	阪神北	中播磨
現年度家賃収納率	99.43%	99.60%	99.51%
過年度家賃収納率	74.75%	75.31%	75.55%

※ 家賃収納率＝年間家賃収納額／年間家賃調定額

※ 過年度家賃収納率の算定対象は前年度家賃に係るものに限る。

（参考）過去4か年の現年度収納率

地区名	R1	R2	R3	R4	平均
西区・明舞	99.04%	99.47%	99.56%	99.68%	99.43%
阪神北	99.48%	99.68%	99.78%	99.86%	99.70%
中播磨	99.17%	99.51%	99.62%	99.76%	99.51%

## (3) 指定管理料見直し項目

### ① 空家補修費

空家補修費は、新規入居目標戸数を達成するために要する額とします。新規目標戸数は、西区・明舞地区260戸、阪神北地区300戸、中播磨地区260戸です。

空家補修の対象となる新規入居戸数については、募集による入居のほか、建替えに伴う一時入居、集約に伴う入居、借上県営住宅からの住み替えに伴う入居、住宅交換による入居及び県が認める長期の目的外使用による入居を含むものとします（建替えに伴う本入居を含む。）。

県が支払う空家補修費は、当該年度に概算で支払った上、年度末における新規入居目標戸数の達成度合いに応じて精算します。原則、目標を上回った場合は、1戸当たりの空家補修費（525千円）に上回った戸数を乗じた額を当該年度の指定管理料に上乘せし、目標を下回った場合は、1戸当たりの空家補修費に下回った戸数を乗じた額を当該年度の指定管理料から減額します（実際の経費がこれを下回っても減額せず、上回っても増額しません。）。ただし、県の予算の状況や指定管理者の空家補修に係る特別な事情等を踏まえ、補修費を増減することが不適切な場合は、年度途中で協議の上、調整することとします。

なお、新規入居による空家補修費の支払は、当該指定管理者が行う補修工事により入居した場合に限るものとします。

② 一般修繕・緊急修繕工事等

管理戸数（前年10月1日現在）に増減が生じる場合には、県が定める1戸当たりの金額に応じて見直すものとします。

③ 生活サポーター（地区管理員）

管理戸数（前年10月1日現在）に増減が生じる場合には、県が定める1人当たりの金額に応じて見直すものとします。

④ 連絡員

管理戸数（前年10月1日現在）に増減が生じる場合には、県が定める1人当たりの金額に応じて見直すものとします。

⑤ 管理事務費

管理戸数（前年10月1日現在）に増減が生じる場合には、県が定める1戸当たりの金額に応じて見直すものとします。

(4) 指定管理料の支払

県が支払う指定管理料の額は、提案された金額を基に、指定管理者と締結する協定費用を四半期毎に支払うこととします。

指定管理者が水準書で示した水準以上で管理を行う中で、経費の節減などの指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、精算による返還を求めません。

(5) 駐車場の管理経費

駐車場利用料金は、一旦指定管理者の収入となり、その収入から管理経費（9,052円／区画・年）を控除した額を収益還付金として県に納付していただきます。

毎年度の管理経費の額は、駐車場区画数の増減により積算します。

収益還付金は、県と指定管理者が締結する協定書により、四半期ごとに納付していただきます。

i) 管理経費

① 維持修繕費

駐車場の維持管理、修繕工事に必要となる経費

② 自治会等管理委託費

自治会等に駐車場管理の一部を業務委託するための経費

③ 駐車場の光熱水費

④ 人件費

⑤ 事務費

ii) 利用料金の決定

駐車場の利用料金は、近傍同種の駐車場の利用料金を考慮し、県の承認を得て指定管理者が決定します。ただし、既定の利用料金を変更しない場合は、県の承認は不要です。

県が新たに駐車場を設置する場合及び利用料金を変更する必要がある場合は、指定管理者は、近傍同種の駐車場の利用料金を調査し、改めて県の承認を得た上で決定します。

iii) 利用料金の収納努力

指定管理者は、駐車場の利用料金の収納について努力することとし、県が定める収納率を上回った場合は、増収分の半額に相当する額を県への収納還付金に加算し、県が定める収納率を下回った場合は、減収額に相当する額を指定管理者が負担し、県に納付していただきます。



iv) 未収分の取扱い

未収分については、次年度以降も収納について努力することとし、収納した場合は、収納額の半額に相当する額を県への収納還付金に加算します。ただし、iii) にて減収額に相当する額を指定管理者が負担している場合は、収納額からその額を除いた額の半額に相当する額を県への収納還付金に加算します。

なお、指定管理者としての指定期間が終了した時点における未収分については、県又は新たな指定管理者に引き継ぎます。

v) 収益還付金の精算

駐車場利用料金の上昇や新規駐車場の供用等による増収分は、増収額から管理経費を控除した額を収益還付金に加算します。指定管理者の責に帰することができない事由による駐車場利用率の低下・利用料金の変更、駐車場の廃止等による減収分は、県が負担することとします（障害者を対象とした現行の減免制度の適用に伴う減収分は除く。）。

これらの増収分・減収分については、3月末時点の調定額に基づき精算します。

vi) 外部開放

一定以上の空区画がある駐車場については、県の承認を得た上で、県営住宅の入居者以外に使用させることができます。

この場合、当該駐車場の外部開放の期間に応じて、表4の区分に従い、県への収益還付金に加算して納付いただきます。

なお、既に外部開放が実施されている駐車場においても、その期間を引き継いで表4の区分に従い、県への収益還付金に加算して納付いただきます。

表4

外部開放開始後5会計年度の間	収入分の1/2相当額
〃 6会計年度以降	収入分の3/4相当額

(参考) 外部開放

西区・明舞地区 (単位:円)

住宅名	開放年度	外部開放 区画数	R1		R2		R3		R4	
			収納額	借収入	収納額	借収入	収納額	借収入	収納額	借収入
明石舞子高層住宅駐車場	R4	10	--	--	--	--	--	--	775,200	387,600
南多聞台第2鉄筋住宅駐車場	R4	6	--	--	--	--	--	--	35,500	17,750
南多聞台第4住宅駐車場	R1	12	564,200	564,200	725,600	476,200	1,142,400	571,200	1,112,000	556,000
南多聞台第6住宅駐車場	H27	21	654,000	327,000	855,144	641,358	1,320,000	990,000	1,320,000	990,000
南多聞台第7住宅駐車場	R4	5	--	--	--	--	--	--	391,999	196,000
玉津今津鉄筋住宅駐車場	R3	14	--	--	--	--	192,000	96,000	668,400	334,200
玉津今津高層住宅駐車場	R4	8	--	--	--	--	--	--	294,230	147,115
伊川谷第2高層住宅駐車場	H25	25	1,046,400	784,800	1,056,000	792,000	1,056,000	792,000	1,229,800	922,350
明石松が丘住宅駐車場	R3	11	--	--	--	--	245,160	122,580	912,000	456,000
明石舞子南鉄筋住宅駐車場	H28	6	543,600	271,800	547,200	273,600	547,200	410,400	547,200	410,400
計		118	2,808,200	1,947,800	3,183,944	2,183,158	4,502,760	2,982,180	7,286,329	4,417,415

阪神北地区 (単位:円)

住宅名	開放年度	外部開放 区画数	R1		R2		R3		R4	
			収納額	借収入	収納額	借収入	収納額	借収入	収納額	借収入
伊丹寛牧高層住宅駐車場	H30	15	1,569,600	784,800	1,584,000	792,000	1,584,000	792,000	1,762,750	881,375
伊丹鶴田高層住宅駐車場	H23	15	605,556	454,167	611,112	458,334	611,112	458,334	611,112	458,334
伊丹西桑津高層住宅駐車場	H30	26	1,177,200	588,600	1,188,000	594,000	1,188,000	594,000	1,672,000	836,000
川西下加茂高層住宅駐車場	H30	21	1,016,316	508,158	1,025,640	512,820	1,025,640	512,820	1,025,640	512,820
伊丹西野第5鉄筋住宅駐車場	H26	10	840,000	630,000	840,000	630,000	840,000	630,000	840,000	630,000
計		87	5,208,672	2,965,725	5,248,752	2,987,154	5,248,752	2,987,154	5,911,502	3,318,529

中播磨地区 (単位:円)

住宅名	開放年度	外部開放 区画数	R1		R2		R3		R4	
			収納額	借収入	収納額	借収入	収納額	借収入	収納額	借収入
姫路野里鉄筋住宅駐車場	R4	5	--	--	--	--	--	--	100,000	50,000
姫路日出住宅駐車場	R2	28	--	--	464,128	232,064	813,820	406,910	1,054,400	527,200
姫路日出第2住宅駐車場	R2	4	--	--	0	0	247,500	123,750	264,000	132,000
姫路西夢前台鉄筋住宅駐車場	R1	10	0	0	71,460	35,730	241,400	120,700	540,000	270,000
姫路今在家住宅駐車場	R1	6	179,115	89,558	300,193	150,097	0	0	91,120	45,560
計		53	179,115	89,558	835,781	417,891	1,302,720	651,360	2,049,520	1,024,760

## 7 県と指定管理者のリスク分担

県と指定管理者のリスク分担は、別表4のとおりとします。

ただし、別表4に定める事項で疑義がある場合又は別表4に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

## 8 応募資格

### (1) 応募者資格

- ① 単独の法人又は2以上の法人・法人格を有しない社団（以下「法人等」という。）のグループであること。
- ② 共同住宅等（分譲、賃貸を問わない。）の管理実績が、令和5年4月1日現在で1,000戸以上あること（グループでの応募の場合は代表法人の実績とする。）。

### (2) グループでの応募の場合の条件

- ① 複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人を定めるとともに、構成団体は連帯して責任を負います。
- ② 同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③ 単独で応募した法人は、グループの構成団体となることはできません。
- ④ 代表となる法人及びグループの構成団体の変更は認めません。ただし、グループの構成団体については、業務上支障がないと県が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

### (3) 欠格事由

以下のいずれかに該当する場合は、応募できません。なお、特定非営利活動法人については、⑦及び⑧を適用しません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を開始している者
- ③ 申請書受付期間の最終日において、兵庫県から指名停止処分を受けている者
- ④ 兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者
- ⑤ 次に掲げる者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となり、又はその事業活動を支配する者
  - イ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいう。）がアに該当する者
- ⑥ 兵庫県、他の自治体を問わず、指定管理者の取消しを受けた者
- ⑦ 直近の事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を控除した額とする。⑧において同じ。）を上回っている者
- ⑧ 直近の事業年度以前の3事業年度の全てにおいて資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている者
- ⑨ 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条に該当する者

#### (4) 欠格事由に関する注意

- ① 県議会での指定の議決を受けるまでに欠格事由に該当した場合は、その事実が判明した時点で失格とします。
- ② 県議会での指定の議決を受けてから令和 6 年 3 月 31 日までの間に欠格事由に該当した場合は、その事実が判明した時点で指定を取り消します。

### 9 申請の手続

#### (1) 募集要項等の配布

本募集要項、県営住宅の指定管理者が行う管理業務水準書等応募に必要な関係書類は、次のとおり配布します。

- ① 配布期間：令和 5 年 7 月 19 日（水）から 8 月 8 日（火）まで  
受付時間は午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時まで。ただし、土・日・祝日は除きます。
- ② 配布場所：兵庫県まちづくり部公営住宅管理課

#### (2) 申請書の提出

- ① 受付期間：令和 5 年 9 月 1 日（金）から同月 14 日（木）まで  
受付時間は午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 5 時まで。ただし、土・日・祝日は除きます。
- ② 受付場所：兵庫県まちづくり部公営住宅管理課
- ③ 申請書類の提出部数：正本 1 部 副本 10 部（コピー可） 電子データ 1 部
- ④ 提出の方法：持参

#### (3) 公募説明会の開催

応募希望者に対して公募説明会を、次のとおり開催します。

- ① 開催日時：令和 5 年 7 月 28 日（金）午後 2 時から 2 時間程度
- ② 開催場所：兵庫県公社館 1 階大会議室
- ③ 主な説明事項：指定管理者が行う業務、管理に関する経費及び応募資格・条件など。  
なお、公募説明会における質疑応答の内容は、説明会終了後、県のホームページに掲載する予定です。
- ④ 参加希望の方は、令和 5 年 7 月 27 日（木）までに、「公募説明会参加申込書」（様式 7）に団体名、参加予定人数（3 名まで）等を記入した上、メール（E-mail アドレス：[jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp](mailto:jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp)）により送付してください。なお、申込み状況によっては、参加人数を制限する場合があります。  
また、出席の際は、「管理業務水準書」等配布した資料を持参してください。

#### (4) 質問事項の受付

申請に当たって質問のある場合は、次のとおり受け付けます。

なお、質問に当たっては、応募関係書類を配布した時の受付番号を必ず記入してください。

- ① 受付期間：令和 5 年 7 月 31 日（月）から 8 月 8 日（火）まで
- ② 質問の受付方法：質問事項を「募集要項等質問書」（様式 6）に記入した上、メール（E-mail アドレス：[jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp](mailto:jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp)）で受け付けます。
- ③ 回答の方法：県のホームページに掲載する予定です。

## (5) 申請に当たっての費用負担

申請に当たっての費用は、申請者の負担とします。

## 10 申請のための提出書類

### (1) 申請書類

正本1部、副本10部提出のこと

※ ③～⑤については、Word、Excel 又は PowerPoint で作成した電子データを CD-R、USB メモリー等に記録させて併せて提出してください。

- ① 申請書 . . . . . (様式1)
- ② 応募資格がある旨の誓約書 . . . . . (様式2)
- ③ 法人等の概要 . . . . . (様式3)
- ④ 指定管理料内訳書 . . . . . (様式4)
- ⑤ 事業計画書 . . . . . (様式5)
- ⑥ 共同住宅の管理実績
- ⑦ 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書
- ⑨ 法人等の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（当該年度以前の直近3か年の実績を提出してください。）
- ⑩ 法人等の事業計画書又は収支予算書（当該年度のものを提出してください。）  
法人等の中期経営計画等（複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人のみで可）
- ⑪ 県税の納税証明書（3）及び国税の納税証明書（その3の3）
- ⑫ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿、組織・運営体制に関する書類を提出してください。）

(注) 申請書類のうち、⑨、⑩及び⑫については、法人等の形態により異なりますので、それぞれ整備されているものを提出してください。

### (2) 留意事項

- ① 提出書類の変更の禁止  
提出された書類の内容を変更することはできません（軽微な修正を除く。）。
- ② 提出書類の取扱い  
提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- ③ 提出書類の使用言語  
提出書類の作成に当たっては、日本語及びメートル法を使用してください。
- ④ 虚偽の記載をした場合の無効  
申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑤ 個別接触の禁止  
本県職員その他本県関係者に対する本件申請についての個別接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

⑥ 情報公開

提出書類は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）の規定に基づき原則として全部公開します。

⑦ 追加資料の提出

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

## 11 選定方法

指定管理者の選定は、提案された管理に要する経費と各項目の内容について総合評価で行います。

提案された指定管理料が表 2 の金額を超える場合、又は著しく実現性を欠くと認められる場合は審査対象から除外します。

表 2

地区名	上限額（5年間）	上限額（各年）
西区明舞	1,740,600 千円	348,120 千円
阪神北	1,960,900 千円	392,180 千円
中播磨	1,735,360 千円	347,072 千円

### (1) 選定の手順

① 選定の手順

- ・ 申請書の受理後、兵庫県まちづくり部公営住宅管理課で資格審査を行います。
- ・ 外部学識経験者等により構成する、兵庫県営住宅指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合的に審査を行います。
- ・ 選定委員会の結果を受けて庁内会議において指定管理者の候補者を決定します。

② ヒアリング

- ・ 選定委員会においては、事業計画書の内容や法人の経営状況などについてヒアリングを実施する予定です（10月中旬予定）。
- ・ 開催日時、開催場所等については、資格審査終了後、該当者に通知する予定です。

(2) 評価基準（評価の項目と配点）

評価の項目	評価の主な視点	配点	A法人	B法人	C法人
1 ① 県営住宅の適正な管理運営のための基本的考え方	法令遵守に基づく各種審査の厳正な運用、質の高いサービス、高齢者・障害者対応、効果的・効率的な県営住宅の人的・物的な管理運営についての基本	5			
② 県民サービスの向上のための提案	窓口業務など県民サービスの向上につながる提案（業務時間帯、事務所配置場所、外国人対応を含む）及び入居者からの要望（休日・夜間を含む）に迅速な対応ができる執行体制に関する提案	5			
③ 社会的課題への貢献	高齢者世帯へのきめ細やかな巡回及び関係機関との連携等による包括的な高齢者世帯対策に関する提案	20			
	ウクライナ避難民や課題を抱える妊産婦の受入等、セーフティネットとして柔軟な対応を実行するための提案	5			
	フレイル予防の推進や防犯教室等、住民参加型のイベントの企画開催に関する提案	5			
④ 事故・防火・災害対策時の対応	台風や災害等緊急時における速やかな緊急対応体制	5			
⑤ 業務実施体制	業務知識・経験を有する人員配置、家賃と共益費の一括徴収に係る体制整備、職務内容、組織の指揮命令系統	10			
	県民、入居者からの苦情処理体制（把握方法と内部連絡体制を含む）及び不正入居・迷惑行為・無断退去等の早期解決に向けた取組体制	5			
⑥ 修繕業務執行体制や当該業務の監督方法	迅速、的確かつ効率的な補修を実施する施工体制、入居者の補修満足度向上に向けた補修方針（補修内容に係る説明等）、工事に係る入居者への安全配慮等安全監理に関する提案	15			
⑦ 家賃等の収納業務の執行体制	家賃及び駐車場利用料金の収納率向上並びに外部開放駐車場の拡大及び利用率向上に向けた具体的方策に関する提案	15			
	滞納者の早期把握に関する提案				
⑧ 費用計画の妥当性	費用計画と事業計画の整合性、費用計画の実現性	10			
⑨ 個人情報の保護対策	マイナンバーをはじめとする個人情報の厳正な管理方策及び金銭管理体制に関する提案	5			
2 ⑩ 法人の経営状況	経営規模、経営の安定性、安全性、財務の安定性、会社の内部統制（コンプライアンス等）、中期経営計画等 ※将来的な経営計画も合わせてヒアリングにて評価することとし、1人でも「劣っている」と評価、もしくは過半数が「やや劣っている」と評価を行った応募者は失格とする。	5			
⑪ 研修計画	職員の指導育成と職員研修の実施方針	5			
⑫ 本県指定管理者の管理運営評価	現行の指定管理者が応募した場合、管理運営評価の内容を点数に反映。	5	-	-	-
3 ⑬ 新規入居目標戸数の実現に向けた提案と実現性  （実現性：取組みに経費が発生する場合の見積と経費負担者）	㉞ 空き住戸の期間を短くする工夫	45			
	㉟ 入居辞退者を少なくする工夫				
	㊱ 不人気・常時募集住戸の入居に向けた工夫				
	㊲ その他入居率向上に向けた提案				
	㊳ 空家補修費の低減に向けた提案				
⑭ 地域コミュニティの活性化に関する提案と実現性（自治会及び民間事業者等との連携内容を含む）	㉞ 集会所の活用案	20			
	㉟ 広場や駐車場の活用案				
⑮ 子育て世帯を支援する県営住宅とする提案と実現性	子育て世帯を支援する県営住宅とする提案	10			
⑯ SNSなどITを活用した住宅管理や団地活性化に関する提案と実現性	入居者の利便性向上や団地活性化に関する提案	5			
合計		200			

※ 上記の評価の主な視点に係る内容は必ず記入してください。

※ ⑩法人の経営状況については、選定委員会委員が1人でも1点以下の評価を行った場合、若しくは選定委員会委員の過半数が2点以下の評価を行った場合は失格とします。

### (3) 指定管理料の評価と総合評価

提案された指定管理料については、「30点×最低提案額／各応募者の提案額」により算出した点数を、(2)の評価基準の200点に加算して評価します。

### (4) 選定結果の通知・公表

選定結果については令和5年10月下旬(予定)に申請者全員に対して郵送にて通知するとともに、兵庫県ホームページにおいて公表する予定です。

なお、選定委員会については、非公開とします。

## 12 募集スケジュール(予定)

- ・ 募集要項配布期間 令和5年7月19日(水)～8月8日(火)
- ・ 公募説明会 令和5年7月28日(金)
- ・ 質問事項の受付期間 令和5年7月31日(月)～8月8日(火)
- ・ 申請書受付期間 令和5年9月01日(金)～同月14日(木)
- ・ 選定委員会ヒアリング 令和5年10月中旬
- ・ 指定管理者候補者の決定 令和5年10月下旬
- ・ 仮協定の締結 令和5年11月上旬
- ・ 議会における議決 令和5年12月中旬
- ・ 基本協定の締結 令和5年12月下旬
- ・ 指定管理者による管理の開始 令和6年4月1日

※ スケジュールは公募状況等により一部変更することがあります。

## 13 協定の締結

### (1) 仮協定の締結

県は、指定管理者の候補者に選定された事業者に対して、県営住宅の指定業務を委託する旨の仮協定を締結した上で、県議会による指定管理者の指定の議決を受けます。

なお、県議会において、指定の議決がされない場合又は否決された場合、指定を受けることができませんが、その場合、県は一切の費用補償をしません。

### (2) 基本協定と年度協定の締結

県は、県議会の議決後、包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。

#### 【基本協定】

#### ① 総括的事項

(協定の趣旨・目的、指定管理者が行う業務の内容、指定管理期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置など)

#### ② 管理業務の履行に関する事項

(関係法令の遵守、管理業務の履行における管理者の義務、物品類の使用・帰属、個人情報取扱の取扱いなど)

#### ③ 指定管理料等に関する事項

(指定管理料の支払方法、指定管理者の経理に関する事項、県徴収共益費に関する負担金など)

#### ④ 業務の報告及び監督に関する事項

(業務の実施状況に関する報告、事故の場合等の報告に関する事項、県による検査・監督に関する事項など)

- ⑤ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項  
(指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項など)
- ⑥ 指定管理期間終了後に伴う措置に関する事項  
(原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項など)
- ⑦ 個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 情報の公開に関する事項
- ⑨ その他の事項  
(権利義務の譲渡の禁止、疑義の決定など)

#### 【年度協定】

- ① 年度協定の目的・期間
- ② 指定管理料に関する事項
- ③ その他必要な事項

#### (3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ④ 応募資格を喪失したとき。

## 14 その他の事項

### (1) 準備期間中の業務

指定管理者は、仮協定締結後、管理業務開始までの準備期間中に、現在、県営住宅の管理業務を行っている指定管理者からの業務引継と、指定管理者内における研修等、令和6年4月から円滑に管理を開始できるよう、万全の準備を進めてください。

なお、準備に係る経費については、指定管理者の負担とします。

### (2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

- ① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合  
指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は指定管理者に対して必要な改善措置を講じるよう指示し、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、県は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
- ② 指定が取り消された場合等の賠償  
前記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、兵庫県に生じた損害を賠償しなければなりません。



③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他県又は指定管理者の責に帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、県と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、県は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。この場合、県は指定管理者に生じた損害は賠償しません。

(3) 実績評価及び指定の取消し

県は、指定管理業務の水準を確認するため、事業報告書や実地調査の結果等に基づき実績評価を行います。

実績評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことができるものとします。

また、暴力団員を業務統括者若しくは従業員としている場合又は暴力団若しくは暴力団関係者（暴力団員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりを持つ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明するなど社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) その他協議すべき事項

協定書に定めない事項及び疑義が生じた場合については、県と指定管理者の双方は、誠意を持って協議を行うものとします。

(5) 業務の引き継ぎについて

指定管理者は、指定管理期間の終了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

15 関係書類提出先・問合せ先

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 4-18-2

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課（兵庫県公社館 3 階）

電話：078-230-8460

FAX：078-230-8466

E-mail：jutakukanri@pref.hyogo.lg.jp

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks28/wd29\\_000000011.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks28/wd29_000000011.html)

受付時間：午前 9 時～12 時 午後 1 時～5 時

（ただし、土・日曜日、祝日の受付は行いません）

別表 1

## 指定管理者が管理を行う県営住宅一覧

(令和5年4月1日現在)

住宅名	所在地	住棟数	管理戸数	構造	駐車場区画数	備考
明石舞子北鉄筋住宅	垂水区神陵台6丁目、1丁目	19	770	中耐	291	※1
明石舞子高層住宅	垂水区南多聞台1丁目9	3	190	高層	79	
神陵台鉄筋住宅	垂水区神陵台5丁目20	2	24	中耐	17	
南多聞台第1鉄筋住宅	垂水区南多聞台4丁目11	3	48	中耐	21	
南多聞台第2鉄筋住宅	垂水区南多聞台2丁目2	4	90	中耐	83	
南多聞台第3鉄筋住宅	垂水区南多聞台5丁目6	1	30	中耐	19	
南多聞台第4住宅	垂水区南多聞台6丁目1	1	45	高層	147	
南多聞台第4住宅	垂水区南多聞台6丁目2	1	30	中耐		
南多聞台第4住宅	垂水区南多聞台6丁目3	1	59	中耐		
南多聞台第4住宅	垂水区南多聞台6丁目4	1	75	中耐		
南多聞台第5住宅	垂水区南多聞台2丁目7	1	51	中耐	36	
南多聞台第6住宅	垂水区南多聞台7丁目1	1	72	高層	219	
南多聞台第6住宅	垂水区南多聞台7丁目2, 3	2	120	中耐		
南多聞台第6住宅	垂水区南多聞台7丁目5	2	120	高層		
南多聞台第7住宅	垂水区南多聞台4丁目13番	2	78	中耐	49	
明石舞子北第1住宅	垂水区神陵台6丁目2	1	80	高層	0	※1と一体
玉津鉄筋住宅	西区曙町1070	2	55	中耐	69	
玉津鉄筋住宅	西区曙町1070	3	108	中耐		
玉津北鉄筋住宅	西区曙町3	2	60	中耐	0	
玉津王塚鉄筋住宅	西区王塚台4丁目、5丁目	11	366	中耐	12	※2
玉津南鉄筋住宅	西区枝吉1丁目75	1	50	中耐	0	
押部谷鉄筋住宅	西区押部谷町福住字西山579-1	5	162	中耐	217	
玉津東鉄筋住宅	西区持子1丁目16	2	74	中耐	0	
玉津王塚高層住宅	西区王塚台4丁目2	1	148	高層	0	※2と一体
玉津南高層住宅	西区枝吉1丁目101	1	160	高層	0	
伊川谷高層住宅	西区伊川谷町有瀬502-4	1	317	高層	127	
有瀬高層住宅	西区伊川谷町有瀬1281-6	2	170	高層	163	
有瀬鉄筋住宅	西区伊川谷町有瀬1281-6	3	50	中耐		
玉津出合鉄筋住宅	西区玉津町出合18	5	108	中耐	86	
玉津居住高層住宅	西区玉津町居住字前田142-1	1	78	高層	65	
玉津今津鉄筋住宅	西区玉津町今津万願寺、宮ノ西	37	222	中耐	158	
赤羽鉄筋住宅	西区伊川谷町有瀬1567	7	250	中耐	131	
赤羽第2鉄筋住宅	西区伊川谷町潤和1250	3	75	中耐	29	
木幡鉄筋住宅	西区押部谷町木幡2	9	168	中耐	172	
竜が岡高層住宅	西区竜が岡4丁目6	1	71	高層	73	
玉津今津高層住宅	西区玉津町今津434-3	1	112	高層	112	
伊川谷第2高層住宅	西区伊川谷町有瀬143-2	3	290	高層	205	
緑が丘鉄筋住宅	西区高雄台11番1, 10番1	3	84	中耐	79	
明石舞子南鉄筋住宅	明石市松が丘5丁目1	2	80	中耐	104	
明石舞子南鉄筋住宅	明石市松が丘5丁目1	1	50	中耐		特別賃貸住宅
明石松が丘住宅	明石市松が丘1丁目2	6	531	高層	453	
明石松が丘第2住宅	明石市松が丘5丁目1	2	146	高層	36	
合計		160	5,867		3,252	

注1 中耐：中層（5階まで）の耐火構造の住宅  
高層：高層（6階以上）の耐火構造の住宅

注2 管理戸数は、建替事業等の実施により増減することがあります。

注3 駐車場区画数は、増減することがあります。

## 指定管理者が管理を行う県営住宅一覧

(令和5年4月1日現在)

住宅名	所在地	住棟数	管理戸数	構造	駐車場 区画数	備考
伊丹西野鉄筋住宅	伊丹市西野3丁目92、93	3	60	中耐	0	
伊丹鶴田鉄筋住宅	伊丹市荒牧6丁目25	4	144	中耐	75	
伊丹鶴田高層住宅	伊丹市荒牧6丁目20、26	2	166	高層	18	
伊丹西野第2鉄筋住宅	伊丹市西野3丁目76	1	40	中耐	0	
伊丹森本高層住宅	伊丹市森本1丁目1-4	1	196	高層	120	
伊丹西野高層住宅	伊丹市西野5丁目305	1	72	高層	0	
伊丹荒牧鉄筋住宅	伊丹市荒牧6丁目19	2	75	中耐	30	
伊丹西野第3鉄筋住宅	伊丹市西野5丁目69-1	2	40	中耐	0	
伊丹西野第4鉄筋住宅	伊丹市西野5丁目334	1	20	中耐	10	
伊丹鈴原鉄筋住宅	伊丹市鈴原町4丁目44	1	35	中耐	21	
伊丹荒牧高層住宅	伊丹市荒牧5丁目16-25	1	240	高層	239	
伊丹西桑津高層住宅	伊丹市桑津1丁目2	2	270	高層	270	
伊丹南町高層住宅	伊丹市南町3丁目28-1	2	249	高層	218	
伊丹西野第6住宅	伊丹市西野8丁目	4	461	高層	231	
伊丹野間住宅	伊丹市野間北4丁目	3	316	高層	158	
伊丹西野第5鉄筋住宅	伊丹市西野3丁目72	1	16	中耐	16	特定公共賃貸住宅
宝塚小林鉄筋住宅	宝塚市小林4丁目7-45	7	310	中耐	5	
宝塚山本鉄筋住宅	宝塚市山本丸橋2丁目21	2	80	中耐	62	
宝塚山本第2鉄筋住宅	宝塚市山本丸橋4丁目15	6	102	中耐	42	
宝塚中筋高層住宅	宝塚市中筋山手5丁目3	1	82	高層	71	
宝塚口谷東高層住宅	宝塚市口谷東3丁目8	1	84	高層	125	
宝塚口谷東鉄筋住宅	宝塚市口谷東3丁目8	7	124	中耐		
宝塚山本野里鉄筋住宅	宝塚市山本野里1丁目6	13	302	中耐	146	
宝塚旭町高層住宅	宝塚市旭町3丁目27-1	1	52	高層	31	
宝塚安倉南住宅	宝塚市安倉南1丁目1	3	72	準耐	72	
宝塚泉町鉄筋住宅	宝塚市泉町172-1	1	40	中耐	40	
宝塚切畑住宅	宝塚市山手台西4丁目13	7	180	準耐	180	
宝塚福井鉄筋住宅	宝塚市福井町32-14	1	30	中耐	15	
宝塚安倉住宅	宝塚市安倉西2丁目7	2	206	中耐	89	
宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	3	164	高層	64	
宝塚御所ノ前住宅	宝塚市伊子志(イソ)4丁目	1	85	高層	43	
川西東多田鉄筋住宅	川西市多田桜木1丁目7	5	185	中耐	71	
川西清和台鉄筋住宅	川西市清和台東2丁目1-5	1	54	中耐	54	
川西けやき坂高層住宅	川西市けやき坂5丁目5-1	2	335	高層	355	※1
川西清和台東高層住宅	川西市清和台東2丁目4-14	1	112	高層	107	
川西下加茂高層住宅	川西市下加茂2丁目4	4	352	高層	352	
川西けやき坂高層住宅	川西市けやき坂5丁目5-1	1	3	高層	0	特定公共賃貸住宅 ※1と一体
川西けやき坂高層住宅	川西市けやき坂5丁目5-1	1	17	高層	0	公営型地域優良賃貸住宅 ※1と一体
三田高次鉄筋住宅	三田市高次2丁目20-7	1	40	中耐	28	※2
三田武庫が丘鉄筋住宅	三田市武庫ヶ丘4丁目9	6	200	中耐	200	
三田狭間が丘鉄筋住宅	三田市狭間ヶ丘5-2	5	100	中耐	89	
三田富士が丘高層住宅	三田市富士が丘3丁目	1	61	高層	61	
三田大池高層住宅	三田市西山1丁目10番1	1	63	高層	54	
三田武庫が丘高層住宅	三田市武庫が丘7丁目6	3	305	高層	305	
三田大池住宅	三田市西山1丁目10番2	1	58	高層	35	
三田高次テラス住宅	三田市高次2丁目20-7	2	10	簡2	0	※2と一体
三田武庫が丘第2鉄筋住宅	三田市武庫が丘1丁目1	3	96	中耐	105	特定公共賃貸住宅
三田武庫が丘第2鉄筋住宅	三田市武庫が丘1丁目1	2	8	中耐		公営型地域優良賃貸住宅
猪名川白金鉄筋住宅	川辺郡猪名川町白金1丁目1-7	3	85	中耐	63	
合計		130	6,397		4,270	

- 注1 中耐：中層（5階まで）の耐火構造の住宅  
高層：高層（6階以上）の耐火構造の住宅  
簡2：耐火住宅に準ずる耐火性能を有する住宅の二階建て  
準耐：通常の火災による延焼を抑制するために必要な構造
- 注2 管理戸数は、建替事業等の実施により増減することがあります。
- 注3 駐車場区画数は、増減することがあります。

## 指定管理者が管理を行う県営住宅一覧

(令和5年4月1日現在)

住宅名	所在地	住棟数	管理戸数	構造	駐車場区画数	備考
姫路東夢前台鉄筋住宅	姫路市東夢前台2丁目65、66	1	55	中耐	211	※1
姫路城東鉄筋住宅	姫路市睦町435-1、189-1、55	10	350	中耐	0	
姫路青山鉄筋住宅	姫路市青山南3丁目、2丁目	7	240	中耐	0	
姫路江鮎鉄筋住宅	姫路市豊富町甲丘1丁目1、6	14	440	中耐	262	※2
姫路下手野鉄筋住宅	姫路市下手野6丁目5、6	10	316	中耐	256	
姫路網干鉄筋住宅	姫路市網干区津市場731-1	4	160	中耐	83	
姫路青山第2鉄筋住宅	姫路市青山南1丁目1、2、3、4、5	9	270	中耐	152	
姫路大津鉄筋住宅	姫路市大津区天神町2丁目9-3	6	160	中耐	33	
姫路勝原鉄筋住宅	姫路市勝原区宮田287-3	4	120	中耐	111	
姫路花田鉄筋住宅	姫路市花田町小川657	8	190	中耐	0	
姫路野里鉄筋住宅	姫路市野里147	8	236	中耐	247	
姫路青山第3鉄筋住宅	姫路市青山西5丁目1、2	4	80	中耐	70	
姫路矢倉鉄筋住宅	姫路市飾磨区矢倉町2丁目24	6	155	中耐	114	
姫路神子岡前高層住宅	姫路市神子岡前1丁目10	1	43	高層	24	
姫路西夢前台鉄筋住宅	姫路市広畑区西夢前台4丁目35	2	45	中耐	45	
姫路土山鉄筋住宅	姫路市土山3丁目2-10、40	2	60	中耐	22	
姫路吉田鉄筋住宅	姫路市吉田町45	2	50	中耐	0	
姫路構鉄筋住宅	姫路市飾磨区構5丁目181	2	50	中耐	28	
姫路西庄第2鉄筋住宅	姫路市西庄字クボリ甲132-1	3	73	中耐	51	
姫路英賀清水鉄筋住宅	姫路市飾磨区英賀清水町3丁目53、54	2	54	中耐	54	
姫路白浜第3鉄筋住宅	姫路市白浜町宇佐崎北2丁目221	2	100	中耐	100	
姫路家中高層住宅	姫路市広畑区才885-1	1	77	高層	77	
姫路六角高層住宅	姫路市菅生台2	2	104	高層	104	
姫路城山高層住宅	姫路市広畑区城山町1-9	2	96	高層	96	
姫路白浜南高層住宅	姫路市白浜町甲840番地5	1	104	高層	104	
姫路勝原第2鉄筋住宅	姫路市勝原区下太田619番地の2、584番地の3	2	57	中耐	57	
姫路東阿保鉄筋住宅	姫路市四郷町東阿保395番地の5	1	45	中耐	69	※3
姫路今在家鉄筋住宅	姫路市飾磨区今在家4丁目12	1	24	中耐	44	※4
姫路書写台鉄筋住宅	姫路市書写台3丁目125	1	36	中耐	56	※5
姫路白浜鉄筋住宅	姫路市白浜町甲221番地の1	1	45	中耐	70	※6
姫路今在家住宅	姫路市飾磨区今在家4丁目12	1	20	中耐	0	※4と一体
姫路東阿保住宅	姫路市四郷町東阿保395番地の5	1	24	中耐	0	※3と一体
姫路東夢前台住宅	姫路市東夢前台2丁目65	3	245	中耐	0	※1と一体
姫路書写台住宅	姫路市書写台3丁目140番地	1	20	中耐	0	※5と一体
姫路白浜住宅	姫路市白浜町甲221番地の1	1	50	中耐	0	※6と一体
姫路夢前台住宅	姫路市広畑区西夢前台5丁目2番地	2	144	高層	79	
姫路日出住宅	姫路市日出町3丁目18番地	1	140	高層	112	
姫路日出第2住宅	姫路市日出町3丁目24番地12	1	60	高層	48	
姫路江鮎テラス住宅	姫路市豊富町甲丘丁目6	15	24	簡2	0	※2と一体
姫路西庄住宅	姫路市西庄甲177番地の1	2	178	高層	106	
夢前清水谷鉄筋住宅	姫路市夢前町置本432-24	1	56	中耐		
夢前清水谷住宅	姫路市夢前町置本420番地	1	24	中耐	89	
夢前清水谷住宅	姫路市夢前町置本432番地46	1	20	木造		
姫路御着住宅	姫路御国野町御着字大門683番地、字小寺前708番地	4	275	鉄筋	209	
姫路書写住宅	姫路市書写	2	205	高層	103	
大河内新野鉄筋住宅	神崎郡神河町新野892番地の4	1	30	中耐	30	
市川坂戸鉄筋住宅	神崎郡市川町坂戸2-1	2	36	中耐	0	
福崎福田住宅	神崎郡福崎町福田1022	2	5	簡平	0	
福崎辻川テラス住宅	神崎郡福崎町西田原1144-4	2	7	簡2	0	
福崎テラス住宅	神崎郡福崎町山崎字525-1	5	28	簡2	0	
合計		168	5,426		3,316	

注1 中耐：中層（5階まで）の耐火構造の住宅  
高層：高層（6階以上）の耐火構造の住宅  
簡2：耐火住宅に準ずる耐火性能を有する住宅の二階建て  
簡平：耐火住宅に準ずる耐火性能を有する住宅の平屋建て

注2 管理戸数は、建替事業等の実施により増減することがあります。

注3 駐車場区画数は、増減することがあります。

別表 4

## リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		県	指定管理者
物 価 の 変 動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金 利 変 動	金利の変動に伴う経費の増		○
法 令 の 変 更	施設管理に影響を及ぼす法令の変更		○
税 制 の 変 更	消費税率の変更	○	
	前記を除く施設管理に影響を及ぼす税制の変更		○
支 払 い 遅 延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により県からの経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	前記の場合以外		○
不 可 抗 力	災害救助法の指定を受けた被害（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災）による施設、設備の修復による経費の増加	○	
	災害救助法の指定を受けない自然災害及び県又は指定管理者のいずれの責に帰することのできない場合の施設、設備の修復による経費の増加		○
書 類 の 誤 り	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
入居者や第三者への賠償	指定管理者の責による犯罪や事故等により入居者や第三者に損害を与えた場合		○
事業終了時の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合又は指定管理者が指定期間中において業務を廃止した場合に必要な費用		○
感染症対策等に伴う業務停止	災害、テロ、暴動、感染症対策等に伴う業務停止に伴う運営リスク	協議事項	